

## 新型コロナウイルス感染症対策本部会議における決定事項

(令和3年8月5日開催分)

### 【公共施設、市主催イベント、学校活動等の制限について】

- ・公共施設については、8月31日までの期間、「緊急事態宣言対象地域」及び「まん延防止等重点措置対象地域」からの利用や団体予約の制限を引き続き行うこととし、その旨の周知徹底を図るとともに、利用者への感染予防対策の徹底を強く周知する。
- ・当面の期間、市主催の大規模イベントの実施はないなか、市主催以外の地域のイベント等の実施においても感染予防対策を徹底したうえで実施する旨の周知を図る。
- ・学校活動について、部活動の実施においては、熱中症への配慮を行ったうえで感染予防対策を徹底し実施していく。学校体育施設開放事業においても感染予防対策を徹底し実施する。

### 【市民への感染症防止対策に関する啓発について】

- ・「緊急事態宣言対象地域」及び「まん延防止等重点措置対象地域」への不要不急の往来を避けること、マスク着用や消毒の実施等の基本的な感染症対策の重要性を改めて周知するため、市ホームページやSNS、安全・安心メール等のツールを効果的に使用し、市民に強く情報発信していく。

### 【残余ワクチンに関する対応について】

- ・残余ワクチンが生じた場合、廃棄することなく有効に使用し早急なワクチン接種を進めるため、基礎疾患やエッセンシャルワーカー等に該当しない市民に対して残余ワクチンの接種希望者を募集する。また、市民の皆様への感染を防ぐため市職員及び非常勤職員や庁内で業務に当たっている民間事業者の職員を募集対象にすることを検討する。